

公益財団法人黒部市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本市体育、スポーツの向上に貢献し、市民の模範と認められるものを表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 市体育協会は次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり本市の体育、スポーツの向上に貢献し、その功績が特に顕著と認められるもの。
- (2) 本市のスポーツの向上に尽力し、その功績が特に優秀なもの。
- (3) その他表彰することを適当であると認められるもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は表彰状を付与して行う。

- (1) 前項の表彰には、副賞として特別賞または記念品を添えることがある。

(追賞)

第4条 表彰されるべきものがその表彰前に死亡したときは追賞することができる。

(時期)

第5条 市体育協会が必要と認めるとき随時行う。

(細則)

この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

公益財団法人黒部市体育協会表彰規程細則

(第2条(1)について)

役員として10年以上経過し、その功績顕著と認められるもの。但し、この表彰は1回とする。

- ※1 「役員」とは加盟団体の会長、副会長、理事長及びこの職に準ずるものとする。
- ※2 10年以上経過とはこの役員の通算年数をいい、他の加盟協会における役員年数を加算することができる。
- ※3 役員在職中は表彰の対象とならない。

(第2条(2)について)

I. 県選手権大会及びブロック大会に出場し優勝したチームまたは選手。

- ※1 県選手権大会以上の大会とは、以下の団体が主催する大会をいう。
 - i. 富山県、富山県教育委員会以上
 - ii. (公財)日本スポーツ協会及びその加盟競技団体(富山県以上)
 - iii. 富山県高等学校体育連盟または富山県中学校体育連盟以上
- ※2 富山県民体育大会は原則表彰対象としない。
- ※3 レクリエーション的要素の強い大会やマスターズ大会、公開競技、オープン種目、出場資格が極端に制限された大会は対象としない。
- ※4 スポーツ少年団の大会はスポーツ少年団競技別交流大会を含み、その他の大会等においては、予選会が行われ、市または県の代表として出場した大会とする。
- ※5 高校生においては、北信越高校選手権以上の大会のみとする。
- ※6 学年別・年代別・カテゴリー別の表彰は全国大会の優勝のみ対象とする。
- ※7 一般においては、同一水準の大会での優勝は2年連続での表彰はしない。

II. 全国大会に出場し特に優秀な成績をおさめたもの。

全国大会とは、国民体育大会もしくは日本選手権大会およびこれに準ずる大会(県内以上の予選会を経ている大会)とする。また、優秀な成績とは優勝もしくは入賞とする。

III. オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会並びにこの大会に準ずる国際競技大会に日本代表として出場した選手及び指導者。

IV. 選手養成に尽力した団体または個人でその功績顕著と認められるもの。

主に指導者を対象とし、以下の条件を満たすもの。但し、この表彰は1回とする。

- i. 黒部市在住または黒部市内のスポーツ団体で指導
- ii. 指導歴が10年以上経過している
- iii. ブロック大会以上の大会で活躍した団体・選手を育成
- iv. 他の団体の模範となるもの

表彰はすべて総務部会の推薦により理事会で協議のうえ選考し会長が表彰する。